

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-5
提出年月日	令和5年3月14日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト
 技術的能力1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等について

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	拡散抑制	目次	—	今回提出資料範囲のご提示について 「1.12.1 対応手段と設備の選定」から「1.12.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」となります。添付資料は含まれておりません。
2	拡散抑制	—	—	比較表の他社との相違に対する着色について、多々、誤着色をしている箇所がございます。次回提出時に修正の上、ご提示致します。
3	拡散抑制	—	とりまとめた資料-2	大飯との相違「2-1) 設備の相違」①項、相違理由3項目の泊3号炉の記載に、同様の先行プラントについて情報が不足しているため、以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】（以下の下線部を追記致します。） ・泊3号炉は、水源切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備し、淡水である代替給水ピットと原水槽は耐震性がないことから自主対策設備による対応手段としている。なお、淡水である2次系純水タンクとろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。耐震性が確保されていない水源を用いた使用済燃料ピットへのスプレイ手段を自主対策設備として整理しているのは女川と同様。
4	拡散抑制	—	とりまとめた資料-5	大飯との相違「2-2) 記載方針の相違」①項、相違理由2項目の泊3号炉の記載に、同様の先行プラントについて情報が不足しているため、以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】（以下の下線部を追記致します。） ・泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。この記載方針は伊方、柏崎、東海第二及び島根と同様。
5	拡散抑制	—	とりまとめた資料-7	大飯との相違「2-4) 相違識別の省略」上段の項目、「「操作手順」の対応要員」の相違理由2項目の泊3号炉の記載に、同様の先行プラントについて情報が不足しているため、以下の内容を追記する。 【泊3号炉の記載に追記する内容】（以下の下線部を追記致します。） ・泊3号炉は、大気への拡散抑制の手順着手を発電課長（当直）が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼するのに対し、大飯3/4は発電所対策本部長が手順着手を判断し、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。伊方及び柏崎と同様。（例：比較表p.1.12-17）

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
6	拡散抑制	—	とりまとめた資-4	相違理由欄の誤記について修正する。 2-1の大飯との相違⑤項の相違理由1つ目のポツ 「・大飯3/4号炉は、放射性物質を含む汚染水は、・・・」 ・「を」を削除する。
7	拡散抑制	—	とりまとめた資料-9	相違理由欄の誤記について修正する。 3-1の女川との相違③項の相違理由1つ目のポツ 「・女川2号炉は、放射性物質を含む汚染水は△南側排水路排水柵及び・・・」 ・「へ」を削除する。
8	拡散抑制	—	とりまとめた資料-9	相違理由欄の誤記について修正する。 3-1の女川との相違④項の相違理由1つ目のポツ3行目の 「・・・北側排水路集水柵の合計2箇所にシルトフェンスに加えて放射性物質吸着材を設置すること で・・・」 ⇒「・・・北側排水路集水柵の合計2箇所のシルトフェンス設置に加えて放射性物質吸着材を設置すること で・・・」 ・「に」⇒「の」へ修正する。 ・「設置」を追記
9	拡散抑制	—	1. 12-4	大飯の目次で以下の脱字を修正する。 以下の下線部を追記する。（閉じカッコの脱字） ・添付資料1. 12. 14の再掲「【再掲（目次後段より） <u> </u> 】」 ・添付資料1. 12. 11の再掲「【再掲（目次後段より） <u> </u> 】」
10	拡散抑制	—	1. 12-6	女川欄の要求事項の下線部について修正する。 【要求事項】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい 損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されて いるか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【修正箇所】 「 <u>格納</u> 容器」⇒「格納容器」

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
11	拡散抑制	—	1. 12-13 1. 12-14 1. 12-25	<p>1. 12-13及び1. 12-14の最上段落の泊と女川の記載及び1. 12-25の「操作の成立性」における、放射性物質吸着剤設置の所要時間の相違について、相違理由欄に追記する。</p> <p>【相違理由欄への追記内容】 【女川】 記載内容の相違 ・ 設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。 ・ 女川は2箇所にて人力で設置し、泊は3箇所に車両を使って設置する。集水桝内に設置する方法は女川と相違なし。</p>
12	拡散抑制	—	1. 12-19	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の放水開始時間の誤記について、以下の下線部を修正する。 「発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。災害対策要員6名にて実施し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から40分で放水することが可能である。」</p> <p>【誤記修正】 「40分」⇒「5分」に修正する。 上記の時間は、可搬型大容量海水送水ポンプ車の起動による放水開始として、泊の訓練実績からホースの充水時間までを考慮し40分と記載していたが、女川の審査実績より、ホースの充水時間は含まれず、送水のためのポンプ車起動の時間を記載していることから、泊は訓練実績の5分を記載する。</p>
13	拡散抑制	—	1. 12-24	<p>荷揚場シルトフェンス「操作の成立性」設置完了時間における相違について以下を相違理由に追記する。</p> <p>【相違理由欄への追記内容】 【女川】 記載内容の相違 ・ 設置箇所や設置方法の相違による所要時間の相違。なお、海洋へシルトフェンスを設置する方針は川内、玄海、大飯、高浜、伊方、柏崎、島根及び女川と同様。</p>
14	拡散抑制	—	1. 12-46	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火の「操作の成立性」における所要時間の相違について、以下を相違理由に追記する。</p> <p>【相違理由欄への追記内容】 【女川】 記載内容の相違 ・ ホース敷設ルート及び設備構成の相違。所要時間は島根と同等。</p>